

吉備中央町「定額減税しきれないと見込まれた方」等への 調整給付金（不足額給付）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給済額に不足が生じる場合に、令和7年1月1日時点で吉備中央町に住所を有する方に対し、追加で給付を行うものです。

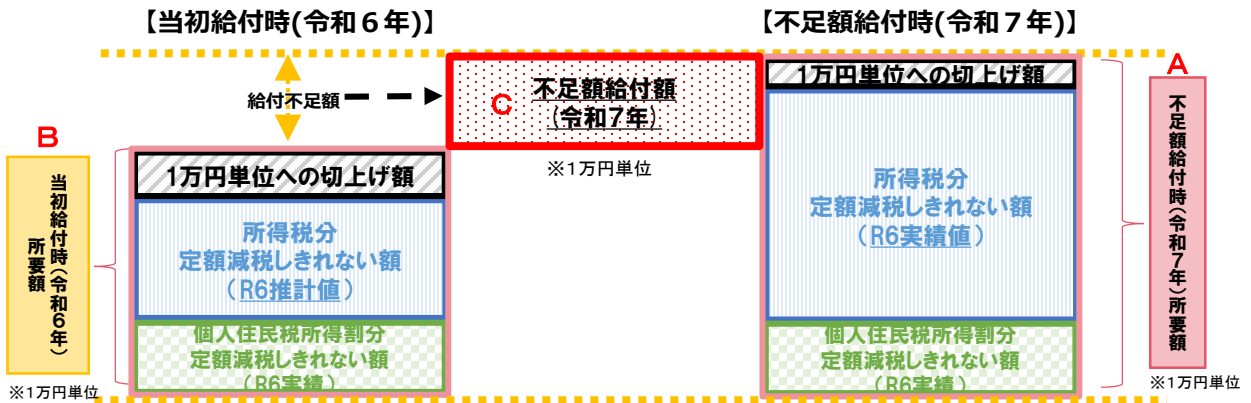
【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

【不足額給付Ⅱ】

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、原則として4万円を支給します。

- 例**
- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
 - 合計所得金額48万円超の方

給付金の支給手続き

「不足額給付 支給のお知らせ」
が届いた方



マイナンバーカードに「公金受取口座」の登録がある方、または令和6年度に実施した当初調整給付金を口座振込により受け取られた方へお送りします。

内容に変更がなければ手続きは不要です。

下記のいずれかに該当する場合は、届出書をお送りしますので、吉備中央町福祉課までご連絡ください。

①振込口座を変更する場合

※期限までに届出書の提出がない場合は支給が遅くなります。

②本給付金の受給を辞退する場合

「不足額給付 支給確認書」
が届いた方



給付金を受け取るには「不足額給付 支給確認書」の返送が必要です。

支給確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返送ください。

提出期限：令和7年10月31日（金）
（消印有効）

<注意事項>

- ・期限までに申請されない場合は支給できません。
- ・申請に不備（添付書類の不足等）がある場合は、不備が補正された後の支給手続きとなります。
- ・振込日が決まりましたら、個別に通知します。



「支給のお知らせ」に記載された支給予定日に口座振込します。



審査の上、順次、給付金を口座振込します。
「支給確認書」の受理から1か月後が目安です。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への調整給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

吉備中央町 福祉課



08 66-54-1317

受付時間 8:30~17:00（土日祝を除く）

※詳しくは、町ホームページまたは内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一措置もご覧ください